

第1章 厄年会の名称

本会は、『みやく(三八九)会』と称する。

第2章 目的

平成16年の厄年行事の遂行、及び会員の親睦を目的とする。

第3章 会員資格

昭和38年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれ、御油町に縁のある男子とする。

第4章 会費

(1) 納入金額

会員は、130,000円を会費として本会に納める。

(2) 納入期間

平成14年6月から平成16年7月までの26ヵ月とする。

(3) 納入方法

本会は、豊川信用金庫御油支店に「平成16年厄年会」の口座を設ける。

会員は、「平成16年厄年会」の口座に会費を振り込む。

振り込み金額および方法は、以下の4項目から選択する。

[月払い] ▷月額5,000円

1. 毎月25日に、各自の口座から厄年会の口座へ自動振替する。

(自動振替の場合、各自の豊川信用金庫御油支店の口座が必要)

2. 毎月25日までに、各自が厄年会の口座へ振り込む。

[3回払い] ▷平成14年1万円、平成15年6万円、平成16年6万円

3. 毎年7月25日までに、各自が厄年会の口座へ振り込む。

[一括払い] ▷全額130,000円

4. 平成14年7月25日までに、各自が厄年会の口座へ振り込む。

(4) 振込手数料

振り込み、および自動振替にかかる手数料は、個人負担とする。

(5) 会費の用途

会費は、厄年行事(第5章(6)参照)遂行に伴う費用、

及び厄年会運営に伴う費用に使用する。

その他の行事(懇親会等)の費用は、個別精算し、徴収する。

第5章 運営

(1) 役員構成

・会長 1名

・副会長 2名

・書記 2名

・会計 2名

・会計監査 2名

専門委員会長 各2名

・煙火 ・法被 ・親睦 ・婦人部世話役

地域世話役(連絡係) 各1名

・東沢、東山 ・西町、本町 ・新丁 ・相生、音羽、追分 ・町外

(2) 役員を選出方法

平成14年開催の設立総会の決議により選出する。

- (3) 役員任期
平成14年3月31日より平成16年8月31日までとする。
- (4) 定期総会および会計報告
本会は、年1回(5月頃)定期総会を開催し、会員の過半数の出席(委任状含む)を以て、総会は成立するものとする。
会計報告は、定期総会にて報告する。
- (5) 臨時総会
臨時総会は、役員会の決議により開催することが出来る。
- (6) 行事
下記行事を行い、その行事遂行に伴う費用に会費を使用する。
 - ・御油神社祭礼の御神輿巡幸
 - ・御油神社祭礼の煙火奉納
 - ・御油神社への寄付
 - ・総会開催

第6章 専門委員会〔煙火・法被・親睦・婦人部世話役〕

- (1) 目的
本委員会は、審議事項に対し審議立案し、本会会長に答申する諮問機関で決議権はないものとする。
- (2) 委員の選出方法
立候補・推薦を基準に、会長・副会長の合意により選出する。
- (3) 委員の任期
任命後、答申するまでの期間とする。

第7章 中途入会および脱会

- (1) 中途入会
本規約施行から平成16年7月末までに本規約第3章に該当する者が、本会に入会希望を申し入れた場合、役員会の決議により、中途入会することができる。
- (2) 中途入会の会費
本規約第4章(1)に定めた金額を本会に納める。
納入方法は、個別に協議する。
- (3) 中途脱会
原則として認めない。但し、役員会の審議により承認された場合は除く。
- (4) 中途脱会による会費の返還
原則として認めない。但し、役員会の審議により承認された場合は除く。

第8章 規約改正

本規約の改正は、総会の決議において出席者(委任状含む)の3分の2以上の合意により、改正できる。

第9章 規約の有効期限

本規約は、平成14年3月31日より施行し、平成16年8月31日を以て失効する。